

名古屋市における 土壌汚染の公表の 取り扱いについて

背景その1

平成9年

(株)東芝愛知工場名古屋分工場及び三菱重工業(株)大幸工場で相次いで土壌・地下水汚染が顕在化し社会問題

平成10年

学識経験者が委員となる「名古屋市土壌及び地下水汚染対策検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置

平成11年5月

名古屋市土壌汚染対策指導要綱(以下「要綱」という。)を施行

平成13年

土壌汚染等の報告の未公表が問題となり、すべての報告を公表することを決定

背景その2

平成15年2月

土壤汚染対策法（以下「法」という。）が施行され、
社会の土壤汚染に対する関心が高まる

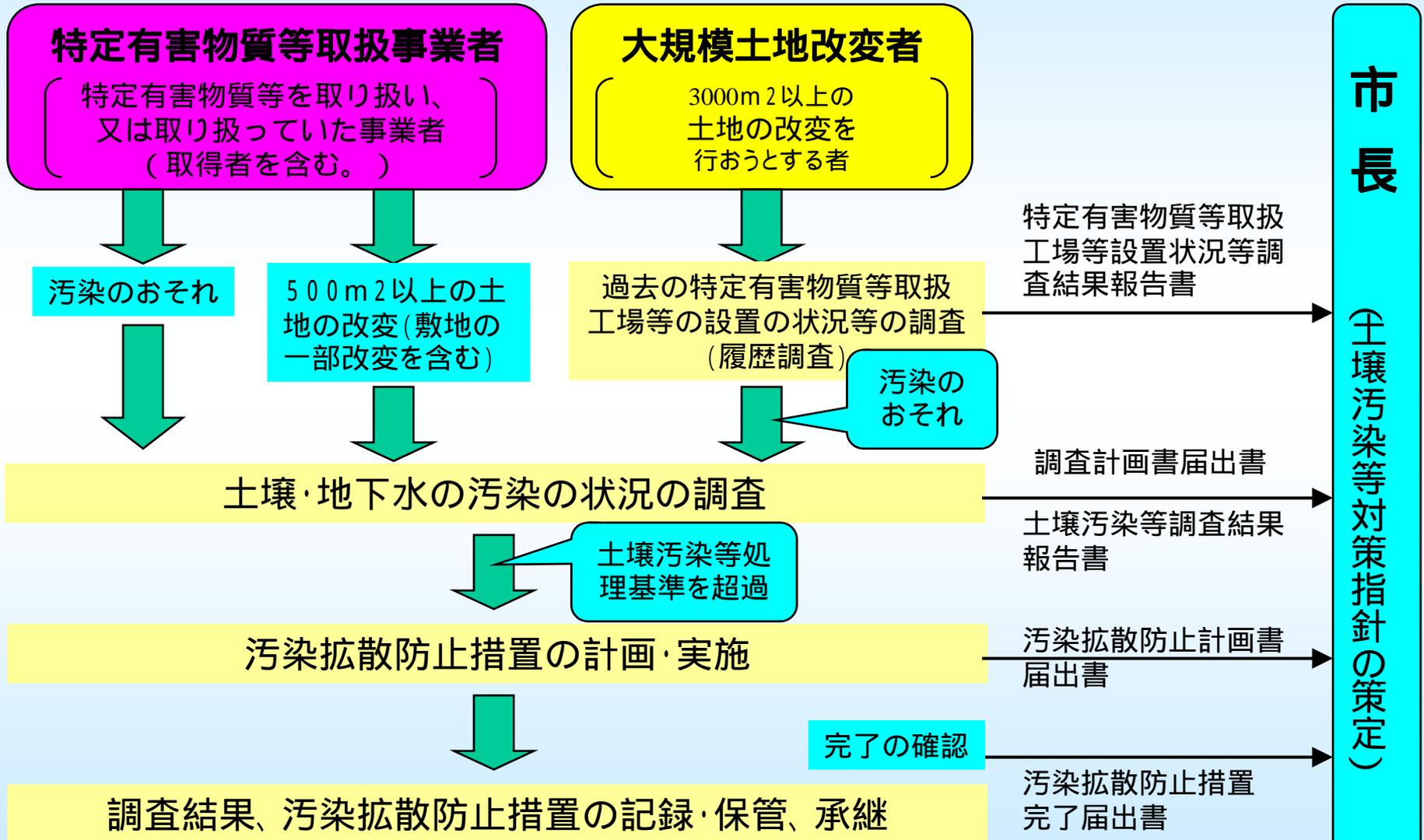
平成15年10月

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（以下「環境保全条例」という。）において土壤
及び地下水汚染に係る規制を定め施行

平成17年4月

「土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針」（以下「公表指針」という。）を策定

環境保全条例の概要



法と条例の相違点

調査実施の契機

条例：土地の改変をしようとするとき

法：特定有害物質の使用の特定施設の廃止時

調査義務の対象地

条例：特定有害物質を取り扱ったことのある
事業場の土地（特定施設有無に関わらず）

法：法施行後に特定施設で特定有害物質を
使用した事業場の土地

自主報告に係る指導

報告の指導

自主調査で汚染が判明した場合も、公表指針に基づき事業者に速やかに報告するよう指導

汚染拡散防止の指導

事業者に対し、環境保全条例に準じ、汚染拡散防止計画書を提出させ、それに基づく措置を適切に実施するよう指導

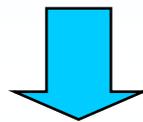
土壌汚染等に係る届出件数の推移

							計	
法	土壌汚染状況調査結果	3	5	3	4	10	25	
	指定区域の指定	0	2	1	2	0	5	
	指定区域の解除	0	0	1	1	0	2	
条例	調査結果	特定有害物質取扱事業者 汚染のおそれの調査	2	12	7	11	6	38
		特定有害物質取扱事業者 土地改変時の調査	1	13	14	8	11	48
		大規模土地改変者の 汚染のおそれの調査	4	2	2	6	0	14
	大規模土地改変者の履歴調査	21	58	53	62	56	250	
	汚染拡散防止計画書	3	26	22	36	34	121	
	汚染拡散防止措置完了	0	10	13	12	13	48	
	自主	土壌調査結果	28	35	27	34	33	158
	汚染拡散防止計画書	11	15	23	26	27	102	
	汚染拡散防止措置完了	8	22	19	17	17	83	

届出数は、同じ土地で複数されている場合と汚染が無かった場合を含みます。H19は12月末現在。

公表指針の策定の背景

行政・事業者が汚染の情報を公表しないことは、社会的責任として問題との批判



新たな土壌汚染は速やかに公表
(平成13年以降)

公表方法等を明確化するため
公表指針を策定
(平成17年4月)

公表指針の内容その1

策定の目的

土壤汚染の公表の方法等を明確化
公正かつ円滑な運用

適用

すべての土壤汚染等の報告

(法及び環境保全条例に基づく報告並びに自主的な土壤汚染等に係る報告)

公表指針の内容その2

公表の方法

- ・ **新たに判明した土壌汚染等の公表**
速やかに、報道公表、ホームページ
- ・ **台帳の作成、閲覧**
- ・ 自主公表の促進、周辺地域への周知等の指導

周辺井戸水調査

- ・ **周辺井戸水調査の実施**
(周辺地域への地下水汚染のおそれのとき)
- ・ **調査結果の公表**
- ・ 地下水使用に係る留意事項等の周知

その他

- ・ **自主調査（汚染あり）の速やかな報告を指導**
- ・ 正確で分かりやすい情報提供

土壤汚染等の報告件数の推移

年度										計
法	-	-	-	-	0	3	2	0	0	5
条例	-	-	-	-	4	15	17	20	16	72
要綱	1	8	10	3	2	-	-	-	-	24
自主	0	4	7	8	15	22	23	28	27	134
合計	1	12	17	11	21	40	42	48	43	235

H19は12月末現在

検討委員会その1

設置の目的

名古屋市内における土壌及び地下水汚染の状況調査及び浄化対策を検討する

委員の構成

7人

(地盤工学、地球化学、予防医学等専攻の大学教授など)

開催状況

開催頻度は年6回(2ヶ月ごと)

会議は公開とし、傍聴者は毎回10名

検討委員会その2

検討の範囲

自主報告を含め、すべての土壌汚染等の調査から対策まで総合的に検討

- ・ **議題案件**

必要と認めた案件について事業者の説明をもとに検討

- ・ **報告案件**

その他の土壌汚染等の案件について市の説明をもとに検討

- ・ **その他**

地下水常時監視、周辺井戸水調査や市の施策に関することについて市の説明をもとに検討

検討委員会で検討した案件数 (H19年度)

	4月24日 開催			6月19日 開催			8月28日 開催			11月6日 開催			12月19日 開催		
議題案件	3			2			4			2			3		
	法 1	条 2	自 0	法 0	条 2	自 0	法 0	条 4	自 0	法 0	条 2	自 0	法 1	条 2	自 0
報告案件	18			11			12			18			14		
	法 0	条 9	自 9	法 0	条 6	自 5	法 0	条 3	自 9	法 0	条 6	自 12	法 0	条 2	自 12

次回は平成20年2月22日の予定

効果

環境保全条例

- ・土地改変などの機会に土壤汚染等調査を義務化し、的確な汚染の把握と速やかな対策を促進

公表指針

- ・速やかな公表、適切な情報提供により、地域住民と事業者に正しい理解が浸透
- ・リスクコミュニケーションの促進、対策の円滑化

検討委員会

- ・委員の技術的な意見や助言により、土壤汚染対策を円滑・効率的に促進

まとめ

- 環境保全条例において、一定の機会に土壌汚染等調査を行うよう義務付け、適切に土壌汚染の状況を把握
- 事業者に汚染拡散防止計画書を提出させ、誠実に実施させることにより、汚染拡散防止を促進
- 自主調査についても、事業者から報告を受け、条例に準じた対応を指導し、汚染状況の把握及び汚染拡散防止を促進
- 速やかな公表、分かりやすい情報提供、検討委員会の設置により、これらの土壌・地下水汚染対策をより円滑に推進